

滞在登録期限が切れた外国人に対する特例措置の廃止について

令和4年1月21日

●キルギス政府（外務省）は、1月21日付の公式サイトにおいて、キルギス国内に滞在する外国籍者及び無国籍者に対し、ビザを所持しない者、ビザなし滞在制度の期限が切れた者、滞在登録期限の切れた者であってもキルギスに滞在可能であり、また出国ビザの手続きを省略してキルギスから出国することも可能とする「緑の回廊」が3月1日をもって廃止されることが発表されました。

●現在キルギスに滞在している方で、上記に該当する方は、3月1日までに出国するか、キルギス国内で有効な査証を取得するようお願いいたします。なお、3月1日以降、上記に該当する外国人や無国籍者が出国する際には、罰金を支払った上で、出国ビザを発行する必要がありますので、ご留意ください。